明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（五四）　二
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（五五）　三

〔政　令〕
○平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二〇八）　五

〔省　令〕
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　五
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一一二）　五

〔告　示〕
○町を市とする処分の件（総務二九四）　六
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四八）　六
○戸籍が滅失した件（法務三一六）　六
○原戸籍の一部が滅失した件（同三一七）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同三一八）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三一九）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産一九三四）　六
○保安林の指定をする件（同一九三五～一九五二）　六
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し定めた件（経済産業一八三）　九
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通八五八）　九
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同八五九）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（東北地方整備局一二六）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局八〇、八一）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕
官庁事項　一二
人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、経験者採用試験に関し、決定した件（人事院公示一四）　一二
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三

〔公　告〕
諸事項　一三
官庁　一三
財団、特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所　二九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九
会社その他　三
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五四号）（法務省）

一　裁判所法の一部改正関係

1　最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができることとした。（第六七条の二第三項関係）

2　修習資金の貸与については、二の法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとすることとした。（附則第五項関係）

二　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正関係

政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1は、公布の日から三月を経過した日から施行することとした。

◇特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（法律第五五号）（経済産業省）

1　この法律は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講ずることにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）